

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

旭川国民年金 事案554

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から59年3月まで

国民年金保険料は、A町B地区の国民年金保険料の徴収係をしていた父親が、家族の保険料と一緒に私の保険料も納付していた。

昭和57年から60年については、漁期のみ船員保険に加入しており、船員保険から国民年金への切替手続は、その都度、父親が行っていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の父親が船員保険から国民年金への切替手続を行っていたと主張しているところ、オンライン記録から、申立期間を含む昭和57年から60年までの船員保険における事業所は同一事業所である上、申立期間を含む当該期間における4回の切替手続のうち、3回は適切に行われていることが確認できることから、父親が、申立期間のみの切替手続を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度発足時から60歳到達時まで保険料の未納は無い上、同居していた申立人の母親も同様に保険料の未納は無いことから、父親が申立人の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年6月まで

夫と私が国民年金に加入した当初から、申立期間を含めて、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。

申立期間における私の国民年金保険料は納付済みになっているのに、夫の分の保険料だけを納付しなかったということはありません。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金制度の発足時から国民年金に加入している上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録から、平成22年10月25日付けで、申立人の国民年金保険料の未納期間であった昭和44年7月から46年3月までの保険料を納付済期間として記録訂正されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人の妻が提出した申立人及び妻の国民年金手帳から、申立期間の直前の期間である昭和40年度から45年度までの国民年金保険料の納付年月日が一致していることが確認できる上、オンライン記録から、妻は、申立期間の保険料を納付していることが確認でき、申立期間についても妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案556

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、私の国民年金手帳の昭和39年度の国民年金印紙検認記録欄には、「現金納付」のゴム印が押され、母親が保険料を納付してくれていたことを示している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の20歳到達者及び任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和40年6月頃と推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付でしか納付できないところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和39年度国民年金印紙検認記録欄には、過年度納付をしたことを示す「現金納付」の記載が確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、保険料の未納は無いことから、納付意識の高い母親が、申立人の国民年金の加入時に申立期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年10月まで

申立期間当時、A市役所から、私が国民年金の強制加入者であり、国民年金保険料納付の免除が受けられる旨を伝えられたので、免除申請手続を行った。

しかしながら、妻の年金受給手続の際に、私が国民年金の任意加入者であり、国民年金保険料納付の免除に該当しないとして、免除記録が取り消された。

私は、行政機関の指示に従い、国民年金保険料納付の免除手続を行ったので、私の申立期間を保険料納付の免除期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金カードから、申立人は、昭和47年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、同年11月2日に喪失するまで、強制加入被保険者として管理されているとともに、申立期間については、国民年金保険料納付の免除期間となっていたことが確認できる。

一方、申立人の妻が平成18年5月の老齢厚生年金裁定請求の際に、妻は申立期間において厚生年金保険に加入しているため、申立人は、制度上、申立期間について強制加入被保険者とならない者であったことから、その被保険者資格が任意加入へと種別変更され、申立人の年金記録については、国民年金保険料納付の免除から未納へと記録が訂正されている。

しかしながら、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、30年以上の長期間にわたり醸成されてきていたものであり、国民年金保険

料の免除を行うことが制度的に可能な強制加入被保険者期間でなくなったことを理由として、免除の取り消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

旭川厚生年金 事案700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和39年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月21日から同年2月21日まで

昭和39年1月21日にB株式会社C支店からA株式会社に出向となり、継続して勤務していたのに、A株式会社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は、1か月後の同年2月21日になっている。途中で退職することなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

3人の同僚の回答、雇用保険の加入記録（昭和33年1月16日取得から46年7月31日離職まで）、及びB株式会社C支店の回答から、申立人が、A株式会社に継続して勤務し（昭和39年1月21日にB株式会社C支店から関連会社のA株式会社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社の昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社C支店は、当時の資料は残っていないため不明としているが、同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届と健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日（昭和39年2月21日）は一致しているこ

とから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和42年4月1日、資格喪失日が平成16年1月1日とされ、当該期間のうち、昭和42年4月1日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年7月1日まで

昭和42年4月にA事業所に採用され、平成15年12月まで転職することなく勤務していた。しかし、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同事業所での資格取得日は昭和42年7月1日と回答があった。

入社当初の給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、A事業所に調査依頼した結果、申立期間の厚生年金保険料が控除され、納付されていることが分かったので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和42年4月1日、資格喪失日が平成16年1月1日とされ、当該期間のうち、昭和42年4月1日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A事業所から提出された昭和42年分の給与台帳兼所得税

源泉徴収簿から、申立人は、同事業所に 42 年 4 月 1 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与台帳兼所得税源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料の控除額から 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることからこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、昭和41年4月から国民年金保険料を納付期限内に納めており、未納であるとの通知を受け取ったことはなく、申立期間の保険料は、妻が夫婦二人分の保険料を納付書で納付期限内にA町役場で納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料をA町役場で納付したと主張しているが、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿では、申立期間は未納となっている上、一緒に保険料を納付していたとする妻も申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間における保険料の納付方法について、「A町役場において、毎月、あるいは、数か月分の国民年金保険料を納付書で納付期限内に納付していた。」旨を述べているところ、継続して保険料を納付していながら、申立期間全ての納付記録が欠落するとは考え難い。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで

A株式会社では、正社員として業務を行っていた。国（厚生労働省）の記録では、同社に勤務していた期間のうち、平成 3 年 4 月から 4 年 7 月までの標準報酬月額が 15 万円となっているが、実際の給与額は約 24 万円だったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国（厚生労働省）のA株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、平成 3 年 4 月の資格取得時から 4 年 7 月までの期間において 15 万円となっており、当時の報酬月額を証明できる給与明細書等の資料は無いものの、実際の給与は約 24 万円だったので記録が相違していると申し立てている。

しかしながら、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からの回答も得られないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額や保険料控除額を確認することはできない。

また、オンライン記録によれば、当初、申立人の申立期間に係る平成 3 年 4 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は 20 万円と記録されているところ、同年 6 月 12 日付けで標準報酬月額が 15 万円に訂正処理されていることが確認でき、同年 5 月、6 月及び 7 月の報酬月額により決定される同年 10 月の定時決定においても、標準報酬月額は 15 万円となっており、資格取得時の標準報酬月額を実際に支払われた給与の実態に基づき訂正したことがうかがわれることから、これらの記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から同年11月まで
② 昭和31年4月から同年11月まで

高校卒業時にA署（現在は、B局C署）で季節労働者の募集があり、面接を受けて採用され、昭和 29 年 4 月からD担当作業員として 39 年 12 月 25 日まで、毎年、夏季期間に勤務していたが、30 年と 31 年の厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和 39 年に勤続 10 年の表彰を受けており、間違いなく勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 29 年 4 月から 39 年 12 月 25 日まで、毎年、夏季期間にA署で季節労働者として勤務していたと主張しているところ、申立人から提出のあった 39 年 11 月 23 日付け局長による勤続 10 年の表彰状（E事業職員表彰規程実施細則第 6 条により、1 年度において出勤した日数 150 日以上をもって勤続 1 年とするもの）により、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間①及び②当時、同署で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が同じ働き方をしていた同僚として名前を挙げた 3 人のうち、申立期間①において厚生年金保険の加入記録がある一人に照会したが回答は得られず、B局C署も、「（申立人は）非常勤職員であったと推察されるが、文書の保存期間経過のため当時の書類等は残っていない。」と回答していることから、申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、前述の同僚のうち、残りの二人には、申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、このうち連絡の取れた一人からは

厚生年金保険に未加入となっている期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言等も得られなかった。

さらに、「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」（昭和28年9月9日付け）によれば、常勤職員と同様の勤務形態の事務関係職員については、勤務当初から厚生年金保険に加入する取扱いとされていたものの、F省関係の各保険の適用事業態に該当しない事業関係労務者については、「任意包括的適用の取り扱いに属するもの」とされているところ、B局C署は、「（申立人の職種は）任意包括適用の取り扱いに属する職種であるか不明ですが、『E事業に従事する労務者に対する健康保険法等の適用について』（昭和28年12月16日付け）により、労務者の加入希望の有無により、手続を行っていたと思う。」、「時期は不明だが、F省通達の改正以前（昭和61年3月31日まで）は任意包括の取扱いがあったと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月から33年5月1日まで

A店（その後、株式会社B店）はC事業所の指定店で、昭和32年7月から33年7月まで勤務したのに、厚生年金保険の加入記録は33年5月1日からとなっている。

主な仕事は、商品の荷造りと発送、修理等であり、当時は、店舗兼事務所の2階に住み込んでいた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

連絡の取れた同僚二人は、申立人が、A店に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の勤務期間を特定できる証言等は得られなかった。

また、前述の二人のうち、申立人が一緒に住込みで勤務していたと記憶していた同僚は、昭和31年6月から当該事業所に勤務したとしているが、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は勤務を開始してから11か月後の32年5月1日からとなっているところ、当該同僚は、「厚生年金保険の未加入期間に係る保険料は、給与から控除されていなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人は、一緒に住込みで勤務していたとして名前を挙げた別の同僚については、名字のみしか記憶しておらず特定できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚と名字が一致する被保険者は確認できない。

これらを踏まえれば、当該事業所では、従業員全員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所は、昭和55年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本から平成元年12月3日に解散してい

ることが確認できる上、申立期間当時の事業主からは、回答を得ることができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
昭和 40 年*月に母親を亡くし、同年 10 月から 41 年 12 月頃まで、A事業所に勤務した。

A事業所は宿泊施設で、私は事務員として採用され、経理事務、宿泊者の受付、調理補助等を行っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所において、厚生年金保険被保険資格を取得している全被保険者9人のうち連絡の取れた3人からは、9人のうち5人はB係、一人はC担当であったとの回答を得ており、残りの3人は不明であるものの、申立人と同職種の者は確認することができなかった。

また、申立人は申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、申立期間に勤務していた前述の同僚及び申立期間以外に勤務していた複数の同僚からも、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

さらに、D局（旧E事業所）からは、「A事業所に関する資料は、保存期限経過のため無い。A事業所の運営に関しては、個人に委託して営業しており、従業員はE事業所（当時）で雇用していたのではなく、委託先の個人が雇用していたと考えられる。申立期間当時に（運営を）委託していた者の氏名は確認できない。」との回答が得られているところ、A事業所は、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人及び複

数の同僚が、管理人をしていたとして名前を挙げている者からは、申立人の申立事業所での勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言及び給与明細書等の資料は得られなかった。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。